

■ 告訴とは？

Q. 告訴とは何ですか？

犯罪の被害者が捜査機関に対して、自ら犯罪事実を申告し、犯人の刑事処罰を求める意思表示です。「きちんと捜査し処罰してもらいたい」と意思表示するもので、民事裁判による損害賠償請求ではありません。

Q. 告発とは何ですか？

被害者でも犯人でもない第三者が、捜査機関に犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示のこと。

Q. 被害届けとは違うのですか？

被害届けは、被害の事実は申告しますが、犯人の処罰を求める意思表示は含みません。被害届けでは、捜査機関が捜査をする義務は発生しません。

Q. 裁判をするのですか？

告訴・告発は、自分たちが原告となって民事裁判を起こす(訴訟を提起する)ことではありません。

Q. 福島県民でなくても告訴できますか？

福島原発事故の被害者は福島県民にとどまりません。被害を受けた者であれば誰でも告訴できます。自身が被害者ではない場合は告発します。

Q. 誰を告訴・告発するのですか？

東京電力の取締役や、原子力行政に携わってきた原子力安全・保安院や原子力安全委員会の専門家などを告訴・告発します。

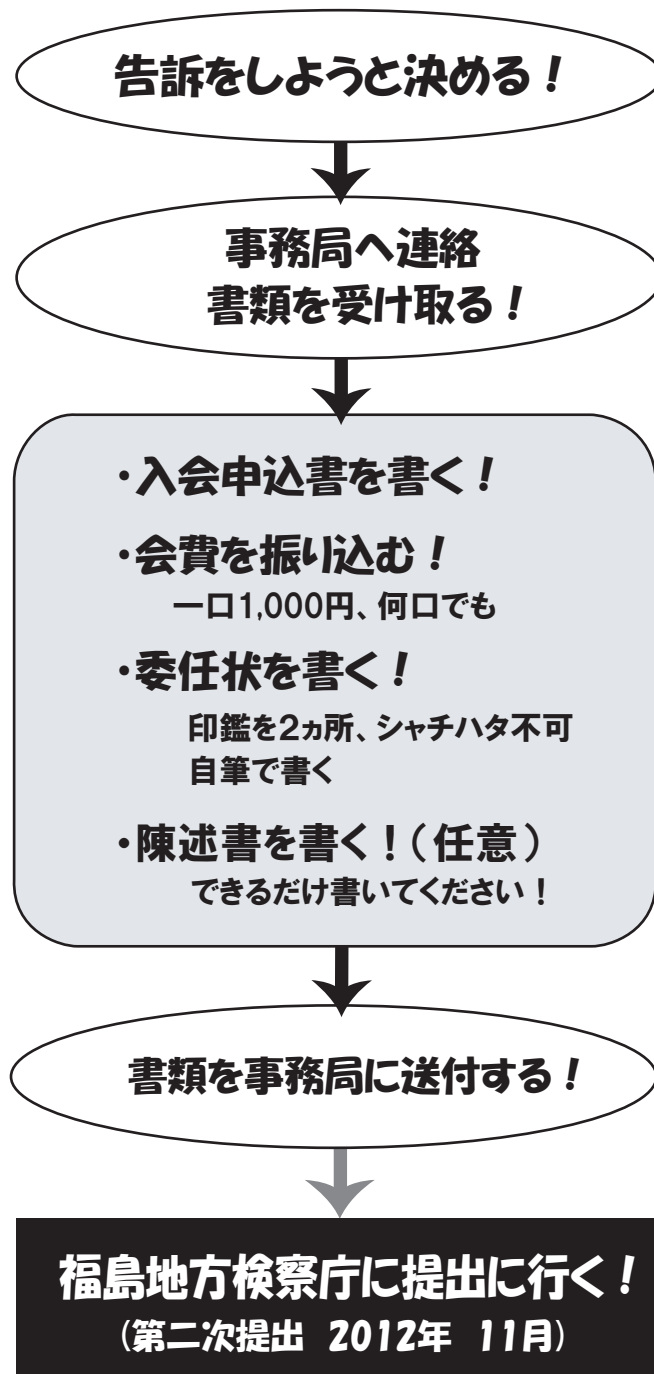
Q. どのような罪を問いますか？

事故を発生させた責任と、被害を拡大させた責任を問います。「業務上過失致死傷罪」や「公害犯罪処罰法」などに該当すると考えます。

Q. 参加するにはお金が必要ですか？

告訴団に参加される方は、お一人一口(1,000円)の会費の納入をお願いします。何口でも歓迎です。

■ 告訴団入会の流れ



■ 告訴・告発とその後の流れ

